

情報公開規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本森林技術協会（以下「本協会」という。）定款第59条第2項の規定に基づき、本協会の活動状況、運営内容及び財務状況等を公開するために必要な事項を定めることにより、本協会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「情報の公開」とは「情報の提供」及び「情報の開示」をいい、「情報の提供」とは自ら情報を提供すること、「情報の開示」とは求めに応じて情報を開示することをいう。

(本協会の責務)

第3条 本協会は、情報の公開に努めるとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 第6条に規定する情報開示の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 情報の提供

(情報の提供)

第5条 本協会は、森林技術の発展及び普及等を図るため、その諸活動において保有する情報を、会誌又はインターネットの方法等により、提供に努めるものとする。

第3章 情報の開示

(情報開示の対象書類等)

第6条 本協会において情報開示の対象とする書類（以下「開示対象書類」という。）は、次の各号とする。

- (1) 定款
- (2) 代議員名簿
- (3) 総会の議事録
- (4) 理事会の議事録
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書）
- (9) 財産目録
- (10) 役員名簿
- (11) 役員の報酬等及び退職金の支給に関する基準
- (12) 監査報告書
- (13) 公益目的支出計画実施報告書
- (14) 総会の委任状

2 開示対象書類は、本協会の主たる事務所に常時備え置き、その求めに応じ閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

第4章 開示の実施

(閲覧場所及び閲覧日時)

第7条 開示情報閲覧相談窓口（以下「相談窓口」という。）を本協会の管理・普及部総務グループに置き、閲覧に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

2 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

①住所

〒102-0085 東京都千代田区六番町七

一般社団法人日本森林技術協会

管理・普及部総務グループ 開示情報閲覧相談窓口

②電話番号 03-3261-5441

③受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

9:30～12:00、 13:00～17:00

2 閲覧の日は本協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は本協会の業務時間内とする。ただし、本協会には、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧の申請手続き)

第8条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧を希望する者は、様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

(2) 事務局の情報公開事務担当者は、前号の閲覧（謄写）申請書を受理したときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供するものとする。

(3) 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、管理・普及部長があらかじめ指名した者が説明をし、その過程は質疑応答簿（様式3）に記載しておかなければならない。

(4) 前号の説明に当たっては、本協会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(5) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じるものとする。

第5章 その他

(公告)

第9条 第6条第1項第6号の計算書類等のうち、貸借対照表について、インターネット上で公告を行うものとする。

2 事故その他やむを得ない事由によってインターネット上で公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(管理)

第10条 本協会の情報公開に関する事務は、管理・普及部が管理する。

(委任)

第11条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

2 前項の規定にかかわらず、関係法令等の改正に対応した改正等を行う場合は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

その場合、直近の理事会において所要の報告を行うものとする。

附 則

平成 23 年 8 月 1 日 施 行
(平成 22 年 11 月 29 日平成 22 年度第 3 回理事会決議)
平成 25 年 5 月 30 日 一部改正
(平成 25 年 5 月 30 日平成 25 年度通常理事会決議)
令和 4 年 4 月 1 日 最終改正

別表

事務所備え置き・閲覧等書類

開示対象書類	開示対象期間
1.定款	10年
2.代議員名簿	
3.総会の議事録	
4.理事会の議事録	
5.事業計画書	
6.収支予算書	
7.事業報告書	
8.計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書)	
9.財産目録	
10.役員名簿	
11.役員の報酬等及び退職金の支給に関する基準	
12.監査報告書	
13.公益目的支出計画実施報告書	5年
14.総会の委任状	3ヶ月